

げて変化する時代の中、文部科学大臣としての改めての決意をお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○林国務大臣 ありがとうございます。

先ほどの答弁で国家公務員法百十条と言つたのは百条でございますので、まず訂正させていただきますかと思ひます。

その上で、文部科学省としては、今回認可された獣医学部における教育が申請内容のとおり確実に実施されることは当然のことであり、国家戦略特区として新設が認められたことの前提である先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など新たなニーズに対応する、そういう獣医師の養成が行われるように、それにふさわしい教育及び研究活動が適切に実施されることを期待しております。

引き続き、獣医療行政を所管する農林水産省とも連携をしながら、質の高い獣医師を養成し、安定的に確保していくための取り組みを進めてまいりたい、こういうふうな思ひでございます。

○義家委員 ありがとうございます。

○富岡委員長 次は、橋慶一郎君。

○橋委員 質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

今ほど義家議員の方から、加計学園の獣医学部設置認可申請に至るさまざまな時系列のお話、また大学設置認可の趣旨等についてお話がありました。

私の方は、今の質疑を踏まえまして、具体的にこの認可申請の中で審査されたこと、そしてまた、これから開学された後の課題になること、こういったことを順次お聞きをさせていただきたいと思ひます。

まず、この設置認可に当たっては、教養面、学生の指導という教育の部分と、それから学校の管理運営の部分、こういったところの二点についていろいろと審査をするわけであり、教養面の認可基準の中に、人材の養成等の目的が社会の要請等を十分に踏まえたものであること、こうい

う項目がございます。そこで、今回設置認可に至った獣医学部の特色についてまずお伺いをいたします。

○義本政府参考人 答えさせていただきます。

岡山理科大学獣医学部の設置認可の申請書におきまして、この獣医学部の人材養成上の目的といたしまして、複雑な生命現象を動物個体レベルで統合的に把握する力を身につけ、ライフサイエンス分野の研究に貢献できる研究者の養成、二つ目は、家畜感染症、人獣共通感染症等の拡大リスクが高まる中、国際的な防疫体制にかかわる知識を有し、さらに食の安全、安心にかかわる分野で活躍する獣医師の養成、三番目は、加齢性疾患等、人に類似した疾病構造をとる伴侶動物を用いて、人や動物の新しい予防医療や医療機器開発等の分野におけるイノベーション創出に貢献できる臨床獣医師の養成などを挙げておられます。

○橋委員 そこで、最初に五月に第一次審査意見というものが出ているわけですが、ここでは、今ほどお話のあったような獣医学部に対する社会的な人材需要、また、この学部が設置される四国地域における人材に対する需要ということについての、それは大丈夫なのか、こういう審査意見があったわけであり、

これにつきまして、六月の補正申請でそこは確認をされているわけですが、どういふふうな確認されたのか、お伺いいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

大学設置・学校法人審議会におきます審査の過程、これは五月の第一次審査意見としてあらわしたわけでございますけれども、大学が掲げるライフサイエンス研究分野、公共獣医学分野、医療連携獣医学分野に即した人材需要に関する説明の根拠として事業所アンケート調査を行いましたけれども、その三分野に即した分析が不十分であるとの審査意見が付されたものでございます。これに對しまして、大学の方から六月に提出しました補正申請書におきましては、大学が掲げる

三つの分野の人材像に基づきまして、この三分野別に就職先として想定される事業所へのアンケート調査や、四国地域におけます公務員獣医師の将来的な需要動向の分析、これは主に農水省が行いました調査等を活用して、これも主として農水省が行いました調査等を説明がなされたところでございます。

これらの説明については、審議会における審査におきましても、一定の合理性がある説明があったという評価がなされたものと承知しております。

○橋委員 続きまして、八月に二次審査意見が出版して、そしてさまざまな是正意見というのがございました。それについていろいろ改善を施した上、今回の認可が適当という答申に至った、こういうことでもあります。

その際に、答申には留意事項というものが付されております。もともと、これはそれぞれの学部申請されたものにほとんど留意事項というものがつくわけであり、この留意事項というものは、どういふ趣旨であるのか、そして申請者である学部側では今後どのような対応が必要になるのか、まず原則論をお伺いいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

御指摘ございました留意事項とは、設置審議会が答申を行うに当たりまして、認可を受けた者が設置計画を履行するに当たって留意すべき事項として付されるものでございます。申請者は、学部等の開設後、完成年度、開設年度に入學した学生が卒業するまでの年度でござい、その完成年度までの間、留意事項への対応状況を含めた設置計画の履行状況について、文部科学省に毎年報告することが義務づけられておるところでございます。

○橋委員 そうやって一つ一つ確実に実行されることを確認されるということだと思ひますが、その中で、幾つか留意事項のことで具体的にお伺いをいたします。

一つは、学生の実習の質的、量的な充実を図ることという留意事項がつけられているわけであり、この実習がうまく適切に行われるかどうかという点についてかなりのいろいろなやりとりがありまして、入學定員を百六十人から百四十人に絞ったり、あるいは教員の充実を図ったり、さまざまな手だてを講じられて改善を見ているわけであり、この実習関係につきまして、審査の過程において、主たる改善点が何であつて、残されたこととして何を気をつけなければいけないのか、こういうことになったのかということについてお伺いをいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。加計学園の設置計画につきましては、八月の時点で、実習時間数の不足や短期集中型実習の課題など、実習計画の実現可能性に関する是正意見が付されたところでございます。

その後、加計学園から提出され、修正された申請書におきましては、必修の実習時間を増加する、五単位でございますけれども増加して必要な実習時間数を確保する、さらには実習指導に当たる教員を数多く配置し、学生への指導を充実させる、それから個別の科目の授業内容や授業スケジュールを改善するなど、適切な対応がなされたことと審議会が判断されたところでございます。

一方、総合参加型臨床実習、これは病院で行います実習でございますけれども、定員が大きい規模でございますので、時間割の組み方を工夫しまして、同時に実習を行う学生の数を分散するなど、密度の濃い実習を行う形に工夫するなど、実習効果を高める取り組みを求める留意事項が付されておりました。開設以降に改善を求めることが妥当であると評価がなされたところでございます。

○橋委員 附属病院において、そういった実習に適當な数の患者数、そういったものを確保したりとか、また、今お話あったように、具体的なプログラム、どういふふうに進んでいくかということについては、履行状況の確認の中で、逐次行って改善を求めていくことに理解をいたしました。

た。

それから、病原体を取り扱う実験室につきましても、留意事項としては、安全に配慮した適切な運用に努めること、こういうことが一つ書いてございます。これについても、ひとつ具体的な内容について、どういふことに気をつけなきゃいけないのか伺います。

○養本政府参考人 お答えいたします。

病原体を取り扱う施設、いわゆるBSL施設でございますが、このBSL施設としての適合性につきましては設置審議会が直接審査する役割を有しておりますけれども、岡山理科大学獣医学部の設置計画では、実習において病原体を取り扱うことが予定されておりました。具体的には、申請書類におきまして、BSL施設はバイオセーフティーに詳しい国立研究機関の専門家及びバイオセーフティー機器、施設の専門家等の意見を聞き設計していること、二番目は、BSL3施設について、陰圧管理区域、廃棄設備等を整備し、病原管理規程を定めることが記載されて、法令に基づく適切な対応を行おうとしていることが確認されたところでございます。

その上で、留意事項といたしまして、開設以降、病原体を取り扱う際には法令に基づく適切な対応をとることを大学に求めたものと承知しております。

○橋委員 もう一点だけ伺いをしたいんですが、専任教員数の年齢の割合が比較的高いという指摘があるわけでありまして、入学者が六年次を迎える、完成年度と言われるわけですが、六年後に退職年齢を超える専任教員数が多い、こういう指摘があるわけですが、具体的に、七十五人の専任教員のうち何人、どの程度がそういうことに該当している、申請者、学部の方はどういう対応するということについて説明をされたのか伺います。

あわせて、この指摘事項については、実は今回認可がされたほかの三校にも同じような指摘があるわけでありまして、これは大学設置認可の審査の中で最近割合出てくる指摘事項であるのかとい

うことについて確認をさせていただきます。

○養本政府参考人 お答えいたします。

加計学園の設置計画におきまして、完成年度前に退職年齢を超える専任教員数は七十五人中十九名が該当いたしました。完成年度以降退職する教員の後任補充をして教育研究の継続性を担保するため、完成年度の前年度から教員採用手続を開始する計画であると説明されているところでございます。

なお、同様の留意事項につきましては、先生御指摘のとおり、加計学園だけに特別に付されたものではなく、教員組織全体につきまして、定年年齢を超える教員の割合が一定以上の場合、これは二〇%としておりますけれども、定年年齢を超える教員の割合が一定以上の場合につきましては一律に付されるものでございまして、開設以降に改善を求めるものとされていくところでござい

す。今回におきましては、加計学園のほか三校について、同様の留意事項が付されているところでござい

ます。○橋委員 半世紀ぶりの新設ということで、限られた研究者、教員の中から選任をしていくわけですから、どうしてもこういう傾向が最初出るんだらう、後はやはりうまく補充をしていくということとでそれを補っていくというのにはほかの大学にもあることなのか、このように今聞いて感じるところであります。

そして、この留意事項を踏まえてこの後の学校が適正に運営されていく、質の高い教育に努めていくということ、そこで志を持って入学されるような学生さんにとっても大変大切なことであるかと思っております。

先ほど養家議員の質問に対しても履行状況調査の話等もございましたが、具体的にこの審議会としてのモニタリングはどういふふうに行われ、それはどういった形で、その履行状況について審議会として確認という作業を行っていくのか。また、その際に文部科学省としてのかかわり方につ

いても伺いをしたいと思います。

○養本政府参考人 お答えいたします。事後の性質上、今後も透明性ということも期待されることだと思いますので、ここについて詳細にお答えをいただきたいと思っております。

○養本政府参考人 お答えいたします。

学部等の開設後、完成年度までの間、設置審議会におきまして設置計画の履行状況を調査し、留意事項への対応状況について確認しているところでございます。

具体的には、毎年書面によりまして報告を求めるとは、必要によりまして施設設備の整備状況を確認する実地調査や面接調査を行っているところでございます。

調査の結果、履行状況に課題が生じている場合には、調査結果として毎年公表した上で、必要な指導を行い、速やかな改善を文科省としても求めたいところでございます。

○橋委員 そういった委員の現地派遣ということもあるということでありまして、その際、当然ながら職員の方も一緒に行かれる、そしてまた、必要があれば適宜指導も行う、こういうふうには、これは全ての大学、学部の新設について同じではありま

しょうが、このように理解いたしました。○養本政府参考人 お答えいたします。

これは、先ほどの養家議員の質問にもありましたように、大学設置認可申請の審査の対象ではありませんが、構想としての段階で整合性が確認をされた、こういうお話もございました。

まず、この規制改革事項の中で、今回のこの学部にて期待されることとして、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンスの研究の推進、そういった研究を推進するということが挙げられております。教養面の審査でどういったところが教員になるかといったことも確認をされたところでありま

しょう。この大学として、こういう研究の推進に期待できることについてお伺いをいたします。○養本政府参考人 お答えいたします。

今回の国家戦略特区におきまして獣医学部の新設

につきましては、これまで国家戦略特区を所管する内閣府を中心に、段階的にそのプロセスが進められてきたところでございまして、国家戦略特区のプロセスの中で、関係法令に基づきまして、関係省庁の合意のもとに適切に進められてきたこと

でございます。このプロセスの中で、学校法人加計学園の獣医学部設置の構想が、先生御指摘の追加規制改革事項に沿いまして、先端ライフサイエンス研究の推進や地域の水際対策など新たなニーズに対応するものであることが確認されまして、設置認可の申請に至ったものでございます。

大学設置・学校法人審議会において可とされた設置認可申請書におきましては、創薬科学などライフサイエンスの分野の科目に対し、製薬企業等における創薬開発の経歴や、医学系研究所等における先端ライフサイエンス研究にかかわる経歴を有する方を配置するなど、担当教員の充実が図られております。

今後、本獣医学部の取り組みによりまして、実験動物の研究成果を人の治療につなぐ、いわゆるトランスレーショナルリサーチ分野で活躍できる人材が養成されることが期待されるところでござい

ます。○橋委員 もう一点、地域での感染症に係る水際対策というのが挙げられているわけでありまして、こちらについてのこの大学としての果たせる

ところ、期待されることについてもお伺いをしておきます。

○養本政府参考人 お答えいたします。国家戦略特区における追加の規制改革事項におきましては、「人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じての感染症の発生が国際的に拡大する

中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応する」と述べられてお

大学設置・学校法人審議会への加計学園の設置認可申請書におきましては、国際動物疾病学や人獣共通感染症学実習などの科目に対し、感染統御分野の研究者を専門教員として配置することとされております。

○橋委員 英語をかなり用いて教育をするということもあり、こういったところで国際的な役割を果たす人材の育成ということに努めていただく、こういうことだと思えます。

○橋委員 英語をかなり用いて教育をするということもあり、こういったところで国際的な役割を果たす人材の育成ということに努めていただく、こういうことだと思えます。

最終的に、申請書におきましては二万五千三百六十五平米になったわけですが、これについて問題はなかったのか確認をさせていただきます。

○義本政府参考人 委員御指摘のとおり、ことし一月の加計学園の構成員応募資料、いわゆる加計学園の構成員でございますけれども、その中におきましては校舎面積は約三万六千平米であったものが、設置認可申請書におきましては約二万五千三百六十五平米となっております。

申請者に確認いたしましたところ、応募資料、加計学園の構成員の応募資料でございますけれども、この中におきましてはクラブハウスなど大学設置基準上校舎面積に算入されないものを含めて三万六千平米と記載したところ、申請書におきましては設置基準上校舎面積に算入されているもののみ面積を記載したため、このような差異が生じているというふうになっております。

明だったと理解をいたします。こういう形で、国家戦略特区との関係についても、幾つか大きなテーマがあったわけですが、それでも、そういうことについてはいろんな確認がされている、このように見ましたけれども、全体としてこの獣医学部が国家戦略特区のプロセスで認められてきたことの整合性がとれているのかどうか、最後に確認をさせていただきます。

○橋委員 あえて一通り、今回の三月の申請から五月の第一次審査意見、八月の第二次審査意見、そして留意事項、認可に至るプロセスについて、順番に、指摘されたこと、そういったことについて一通りあえてお伺いをさせていただきます。

○橋委員 改めて一通り、今回の三月の申請から五月の第一次審査意見、八月の第二次審査意見、そして留意事項、認可に至るプロセスについて、順番に、指摘されたこと、そういったことについて一通りあえてお伺いをさせていただきます。

申請書におきましては二万五千三百六十五平米になったわけであり、今度はこの大学、学部が生まれて育っていくということになります。その中では、当然、先ほど申し上げた通り、志を持った学生さんがやってきて、そこで大いに頑張っていたかというところも大事であり、また、国家戦略特区ということでもあり、そういう、やはり地域に対して貢献していくということも大事だと思います。それは、獣医学を学んだ方を、人材を提供するというところもあり、もう一つ、今、文部科学省さんで非常に力を入れておられる、地域の拠点、センター・オブ・コミュニティ、COCという形で、それぞれ

れ地域の、地方創生ということもありますが、地方の活性化とかそれからその地域の、いい意味での地域の拠点ということでも大学を活用していくということはある程度行われていることでもあります。ぜひ、そういった形で、新しい大学、学部であり、発展をしていくということが期待されることだ、このように思います。

○林国務大臣 今回の獣医学部につきましては、その設置に係る構想が国家戦略特区のプロセスの中で先端ライフサイエンス研究の推進、地域の水際対策など新たなニーズに対応するものであることが確認をされまして、設置認可の申請に至ったところでございます。

この申請書におきまして、まさに今お話のあったような、地域封じ込め対策に基づく危機管理、感染症、食品安全に対応する国際獣医学等の公共獣医学に関する教育研究を推進する、こういう旨が期待されており、同時に、四国において活躍する獣医師の供給を目的として、四国入学枠も設けておるところでございます。

文科省といたしましても、今回認可された獣医学部における教育及び研究活動が申請内容のとおり確実に実施されて、今お話のあったセンター・オブ・コミュニティというところで、四国地区を中心とした獣医学の学的拠点となることを期待しております。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。本日は、昨日設置が認可されました加計学園の岡山理科大学の獣医学部、これについて質問をさせていただきます。

加計学園につきましては、今までの国会でもさまざまな議論がなされてきたところでございます。国家戦略特区の中で、まず獣医学部の新設というのが認められるのか、こういう議論を国家戦略特区のプロセスの中でもさまざまにこられましたし、そして、今回は、その特区のプロセスは終了して、議論の場が文科省の方に移りまして、大学設置の審議会で議論をされて、答申が出て、それで認可をされた、こういうことであるというふうな理解をしております。

私の方からは、今回、新しく場を移して議論をなされた設置審での議論を中心に、果たしてこれが適正なものであったのか、果たしてこれが瑕疵がなかったのか、このような点について質問をさせていただきます。

まず冒頭、大臣の方にお伺いをしたいんですけども、この設置審、先ほどの質問でも、かなり独立性が高い、こういうふうな御指摘もございましたけれども、そもそも、この設置審は何をチェックすることとなっている機関なのか、この設置審の中でどういった審査の基準があって、どういったものに適合をすればこれは可として認められるのか、基本中の基本ではございますけれども、まず冒頭、この点について確認をさせていただきます。

○林国務大臣 文部科学大臣が大学等の設置を認可する場合、学問的、専門的な知見が必要となる大学設置認可に関する行政処分の慎重、公正を期するために、大学設置・学校法人審議会に諮問し意見を聞く、こういうふうになっております。この審議会は、大学運営に関する有識者や各学問分野の専門家により構成をされておられて、教育課程や教員組織、施設設備、財務状況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかにつきまして、学問的、専門的な観点から公平公正な審査を行うということになっております。